

5 都内感染期

＜都内感染期＞

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

＜目的＞

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数进行べく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

＜保健医療に関する対策の細分類＞

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くし、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えけるとともに、医療をはじめとした社会システム全体の破綻を回避することである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

(1) 情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

【情報収集】

- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内の新型インフルエンザ等発生状況等について引き続き情報収集する。（健康福祉部・総務部）
- 幼稚園、保育施設、学童クラブ、学校等から引き続き発生状況の情報を収集する。

（健康福祉部、企画部、子ども部、教育部）

(2) 情報提供・共有

都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、医療体制を切り替えるため、健康相談や医療機関の受診のルールの情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、市民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

【市民への情報提供】

- 新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、予防策など最新情報を市民に情報提供し、パニック等の防止を図る。また、都内及び市内の流行状況に応じた医療体制及び受診方法の周知を図る。（健康福祉部、企画部）
- 妊婦、乳幼児、高齢者、障害者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（健康福祉部、市民部、企画部）
- 幼稚園、保育施設、学童クラブ、学校等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（健康福祉部、子ども部、教育部）

【関係機関への情報提供】

- 医療機関及び関係機関等に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。都と連携して患者の発生状況や感染予防策、検査や治療に関する最新情報等について情報提供する。（健康福祉部）

(3) 住民相談

専門外来の設置を終了した後も、引き続き、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、市民や事業者に対し、学校の臨時休校をはじめ、集会等の自粛、市及び都が実施するイベント、試験等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

【相談対応】

- 新型インフルエンザ等にかかる一般的な問い合わせに関することは、引き続き市の代表電話や各部で対応する。（各部）
- 市民に対し、新型インフルエンザ等に関する電話相談の設置情報等を提供する。（総務部、健康福祉部）

(4) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、都知事が行う都民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等に協力する。

【体制の変更】

- 国及び都の対処方針に基づき、都内感染期となった場合には、管轄保健所による患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止となる。また、国及び都と連携し、医療機関に対し、罹患した患者の治療を優先するため、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう周知する。（健康福祉部）

【感染拡大防止策】

- 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染予防策を、勧奨する。（健康福祉部、企画部）
- 学校は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒について、接触者の健康管理に努めるとともに、教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止を徹底する。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休校（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講ずる。（子ども部、教育部）
- 幼稚園、保育施設、学童クラブ、学校等は、新型インフルエンザ等の疑われる園児・児

童・生徒について、接触者の健康管理に努めるとともに、市や医師との連携により、園児・児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じる。（子ども部・教育部）

- 高齢者・障害者等の社会福祉施設は、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を基本的対処方針や都の要請等に基づき実施する。（健康福祉部、企画部）
 - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（市民部、まちづくり部）
 - 医療機関及び社会福祉施設等における感染対策を強化するよう要請する。（健康福祉部、市立病院）
 - 市立病院における感染対策を強化する。（市立病院）
- 【緊急事態宣言時の対応】
- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。（各部）

(5) 予防接種

【特定接種】

- 市職員の対象者に対し接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第28条に基づく特定接種を継続する。（総務部）

【住民接種（新臨時接種）】

- 国の緊急事態宣言が行われていない場合、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、市の実情に応じた予防接種（集団的接種もしくは個別的接種）を予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種として継続する。（健康福祉部）

【住民接種（臨時接種）】

- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、市の実情に応じた予防接種（集団的接種もしくは個別的接種）を、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種として継続する。（健康福祉部）

(6) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。

このため、患者は相談センターを介さずに、直接受診する。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても全ての一般入院医療機関が受け入れる。

＜第一ステージ（通常の院内体制）＞

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。（健康福祉部）
- 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入れを行い、とりわけ感染症入院医療機関※は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。（健康福祉部）
- 重症患者受入れ可能医療機関の機能を確保するため、市民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。（健康福祉部）
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努める。（健康福祉部）

【市立病院】

- 新型インフルエンザ等とそれ以外の患者の振り分け、入院治療の必要性の判断等を実施する。（市立病院）
- 新型インフルエンザ等の患者専用病棟を設置するなどして、新型インフルエンザ等の患者の入院対応を行う。（市立病院）

＜第二ステージ（院内体制の強化）＞

- 入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう都が要請した場合は、医療機関に周知し、市内の入院受入れ体制の強化を図る。（健康福祉部）
- 医師会や薬剤師会に対し、あらかじめ整備している医療体制に基づき、市内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう協力を依頼する。（健康福祉部）

＜第三ステージ（緊急体制）＞

- 都の要請に応じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関に周知する。（健康福祉部）
- 引き続き、医師会、薬剤師会に対し、市内の重症患者受入れ可能医療機関に対する支援を行うよう要請する。（健康福祉部）

【市立病院】

- 病床の不足を考慮し、新型インフルエンザ専用病棟やフロアの更なる拡大を検討すると

ともに、備蓄しておいた簡易ベッド等を活用して病床を暫定的に確保する。(市立病院)

【緊急事態宣言時の対応】

- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が状況を考慮し、臨時の医療施設を開設することとなる。市は、都と連携し、市内の医療機関等及び関係機関との連絡調整や医療従事者の確保等の調整を行う。(健康福祉部)

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

【社会的弱者への生活支援】

- 在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。(健康福祉部、市民部、環境共生部)
- 要配慮者への支援について、関係団体や地域団体、ボランティア、事業者等に協力を要請する。(健康福祉部、企画部)
- 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、支援を必要とするよう要配慮者世帯に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。(健康福祉部、まちづくり部、企画部)
- 国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、介護、訪問介護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。(健康福祉部、企画部、市民部)

【遺体に対する適切な対応】

- 火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。(環境共生部)
- 火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体収容所の設置、運用を行う。(市民部、環境共生部、まちづくり部、健康福祉部)
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときに、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられた場合には、当該特例に基づき埋火葬

に係る手続きを行う。(市民部)

【ごみの排出抑制】

- 通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの減量化を求める要請を行う。(企画部、環境共生部)

【市役所機能の維持】

- 下水道事業の継続を行う。(環境共生部)
- ごみ処理事業の継続を行う。(環境共生部)
- 複数の職員が感染により業務に就くことが困難になった場合には、応援体制を組み、事業を継続する。また、新型インフルエンザ等対策のため応援を要する部署に対して、応援体制を組む(各部)
- 事業の一時休止を検討・実施する。(各部)
- 貸出施設の一時休止を検討・実施する。(各部)
- 職員、職場の感染予防策の徹底を行う。(各部)

【事業継続の要請】

- その他関係機関に対し、的確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業継続について要請する。(各部)

【緊急事態宣言時の対応】

- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食糧・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占め及び売惜しみを行わない等適切な行動を要請する。また、必要に応じ、日野市代表電話・消費生活相談室等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(企画部、まちづくり部)